

- 新築 追加・変更
 一般 有償

トヨタホーム工事注文書

収入印紙

契約締結日

工事No.

注文者<甲> 住所 氏名 印	請負者<乙>  トヨタホーム茨城株式会社 <本社> 〒319-0102 茨城県小美玉市西郷地1565-1
代金総額 金 円 (内消費税 円)	契約締結担当者 技術部お客様相談室カスタマーセンター 宮部正行 印
工事場所 (建物所有者) (様)	工期 着工期日 完成(引渡)期日
支払方法	手付金 契約締結時 振込/その他 金 円 最終金 まで 振込/その他 金 円

【工事の内訳】

No.	工事内容	金額(税別)
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円

特約事項

甲および乙は、以下の甲の押印欄に押印がある場所で、この契約を締結したことを確認します。

締結場所	1. 乙の営業所事務所内	2. 甲の請求により 甲の自宅にて	3. 甲の自宅にて (左記2.以外の場合)	4. その他 ()
甲の 押印欄	印	印	印	印
ご注意	上記1.2.に押印がある場合は、以下に記載する「クーリング・オフ(特定商取引法第9条)」の対象外です。		以下の記載「クーリング・オフ」を必ずお読み下さい。	

◆クーリング・オフについて

- 甲は、この契約を締結した日から起算して8日を経過する日までの間に、乙宛にこの契約を解除する旨の書面を発することにより、この契約を解除することができます。解除の効力は、甲が当該書面を発したときに生じます。
- 次の何れかに該当する場合は、甲は上記1.に定める解除を行うことは出来ません。
 - (1)現金取引(契約したその場で引渡しを受け、かつ代金全額を支払うこと)で、その金額が3千円未満のとき
 - (2)この1年間に、甲乙間にて取引が存在するとき
- 上記1.により、この契約が解除された場合は、次の定めに従うものとします。
 - (1)乙は甲に対し、この契約の解除に伴う損害賠償を請求することが出来ません。
 - (2)乙が既に工事に着手していたときでも、乙は甲に対し、代金の支払を請求することが出来ず、工事の目的物もしくは物品の引渡しが既になされているときは、その引取に要する費用は乙の負担とします。
 - (3)乙が甲により手付金および最終金を受領しているときは、乙はその金額をすみやかに返還します。
 - (4)乙の工事施工に伴い、甲の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、甲は乙に対し、その現状

◇標記甲と乙は、標記事項および裏面約款並びに別途乙より甲に提出する設計図書・見積書等の附属書類に基づき本契約を締結し、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有します。

工事請負契約約款

(一括委任および一括下請け)

第1条 乙は工事の全部もしくは一部を一括して指定業者に委任し、また請け負わせることが出来るものとし、甲はそれを承知しました。

2 乙は現場工事を標記現場工事施工者に行かせます。

(廃材等の処分)

第2条 甲は工事施工により生じる廃材等の処分を乙に一任するとともに、その費用を負担するものとします。

(工事材料)

第3条 工事に要する材料は乙において調達するものとし、材料費はすべて請負代金の中に含むものとします。

(工事の変更および工事の一字中止)

第4条 甲は工事の追加または変更を希望する場合は、すみやかに申し出るものとし、その変更の内容については甲乙協議の上、書面をもって定めるものとします。

第5条 甲は止むを得ない事由のある場合には、工事の全部または一部の一時中止を求めることが出来ます。

2 甲が次の各号の一に該当するときは、乙は工事の全部または一部を一時中止することが出来ます。

(1)請負代金の支払いを遅延しているとき。

(2)甲が、正当な理由無く第6条第1項または第10条第2項の協議に応じず、乙が相当の期間を定めて催告してもなお解決の誠意が認められないとき。

(3)その他この契約に違反したとき

3 前甲の場合、甲は乙の被った損害を賠償します。

(工期の変更)

第6条 次の各号の一に該当するときは、乙は甲に工期の変更(着工期日もしくは完成期日のいずれか一方または双方の延期をいい、以下同様とします)を求めることが出来るものとし、工期の変更日数は甲乙協議して定めます。

(1)この契約締結時に発見出来なかった施工上の障害が発見されたとき。

(2)天災地変、天候の不良により、工事の進行が遅延したとき。

(3)甲より工事の追加または変更の申し出があったとき。

(4)前条の定めにより、工事の一時中止があったとき。

(5)工事施工のため、第三者に損害が生じたとき、または第三者と紛争が生じたとき。

(6)乙の責に帰すことが出来ない事由によって工事の目的物・既成部分、工事材料その他工事施工一般に損害を生じたとき。

(7)その他乙の責に帰すことができない事由または正当な事由により、工期内に工事を完成することが出来ないとき。

2 甲が正当な理由無く前項の協議に応じず、乙が相当の期間を定めて催告してもなお解決の誠意が認められないときは、乙は工事を一時中止することが出来ます。

3 乙は第一項各号の一に該当しない場合であっても、乙の都合により甲に工期の変更を要請することができるものとし、甲は特に支障のない限りこれに応じるものとします。この場合、工期の変更日数は甲乙協議して定めます。

(検査および引渡しと所有権の移転並びに瑕疵担保)

第7条 乙が工事を完成したときは、工事の目的物の引渡しに先立って甲に検査を求め、甲はすみやかにこれに応じて乙の立ち会いのもとに検査を行います。

2 前項の検査の結果、工事の目的物に瑕疵が発見されたときは、乙はすみやかにこれを補修します。但し、瑕疵が軽微であるときは、乙は引渡し後にこれを補修できるものとします。

第8条 乙は前条の検査完了後、標記引渡期日に工事の目的物を甲に引き渡します。但し、甲が請負代金の支払いを遅延しているときは、乙は工事の目的物の引渡しを拒否することが出来ます。

2 甲は工事の目的物の引渡しを受けたときは、乙に受領書を交付するものとします。

3 工事の目的物の所有権は引渡しと同時に乙から甲に移転します。

4 乙は工事の目的物の隠れたる瑕疵については、引渡しの日から1年間担保の責を負います。

(請負代金の支払いおよび請負代金の変更)

第9条 この契約に基づく請負代金は標記請負代金額の通りとします。

2 甲は、この契約締結と同時に、標記手付金を乙に支払い、乙はこれを受領しました。

3 標記手付金は請負代金最終支払い時に請負代金の一部に充当します。但し、手付金には利息をつけません。

4 甲は、請負代金を標記請負代金支払い方法に記載の期日までに、記載の金額を乙の指定する口座に振り込む方法等により乙に支払います。

第10条 次の各号の一に該当するときは、当事者は相手方に通知し、請負代金の変更を求めることが出来ます。

(1)工事の追加または変更があったとき。

(2)この契約締結時に発見できなかった施工上の障害が発見され、特別な工事が必要になったとき。

(3)第6条第1項に定める工期の変更を求める事由が生じたとき(工期が変更されない場合を含みます)。

(4)一時中止した工事または災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金が明らかに不相当であると認められるとき。

(5)この契約締結時に予期することが出来なかった法令の制定・改廃、経済事情の激変、その他異常の事態が工事の目的物の引渡しまでに発生し、請負代金が明らかに不相当であると認められるとき。

2 請負代金を変更するときは、乙が別途提出する見積書に基づき、甲乙協議の上決定します。

3 甲が正当な理由なく前項の協議に応じず、乙が相当の期間を定めて催告してもなお解決の誠意が認められないときは、乙は工事を一時中止することが出来ます。

(施工上の障害)

第11条 施工上の障害が発見され、工事の施工が不可能または著しく困難となったときは、甲及び乙は協議の上、この契約を解除する事が出来ます。

2 前項に基づきこの契約が解除された場合、乙は既に甲より受領した手付金および請負代金より、この契約が解除される時まで、この契約の履行のために乙において要した費用および乙において甲のために既に支出した立替金を控除した残金を甲に返還し、不足があればその不足分を甲が乙に対して支払うものとします。但し、返還する手付金及び請負代金には利息を付けないものとし、甲または乙は、相手方に対し何等かの損害賠償を請求しないものとします。

(解除権)

第12条 乙が次の各号の一に該当し、相当の期間を定めて履行を催告し、その履行がなされないときは甲はこの契約を解除できるものとし、これによって生じた甲の損害は乙が賠償するものとします。

(1)乙が正当な理由無く工事に着手しなかったとき。

(2)乙の責に帰すべき事由により工期が著しく遅れ、工期経過後、相当の期間内に完成する見込みのないことが明らかになったとき。

第13条 次の各号の一に該当するときは、乙は相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行されないときは、この契約を解除することが出来ます。

(1)第5条第1項もしくは第2項に基づき、工事が一時中止されたとき、または甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に工事の一時中止または着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2)甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき、または請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

(3)甲の資産または事業の変更その他の事由により、この契約の履行が困難になったとき。

(4)甲が契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとします。この場合、乙は甲より既に受領した手付金および請負代金を損害賠償金に充当して、不足する場合は甲に請求し、残額のある場合は返還します。

(履行遅滞)

第14条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日(工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことが出来ないときは、甲は地帯日数1日につき請負代金額の4,000分の1の違約金を請求することが出来ます。但し、標記手付金の金額を限度とします。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は地帯日数1日につき当該金員の4,000分の1の遅延損害金を乙に支払うものとします。

(損害の処理とその費用負担)

第15条 乙が工事の目的物を甲に引き渡すまでの間に、甲の責に帰すべき事由により、工事の目的物、既成部分、工事材料、その他工事施工一般について生じた損害は、甲の負担とします。

2 乙が甲に工事の目的物を引き渡した後に、工事の目的物について生じた損害は甲の負担とします。

第16条 乙が甲に工事の目的物を引き渡すまでの間に、天災地変その他甲乙意運れの責にも帰すことの出来ない事由によって、工事の目的物・既成部分、工事材料その他工事施工一般について損害が生じた場合、乙は事実発生後すみやかにその状況を甲に報告するものとします。

2 前項の損害は、甲乙協議の上、その負担を定めます。但し、甲の責に帰すべき事由により引渡が遅延している間に生じた損害は、甲がその損害を賠償します。

第17条 乙の責に帰すべき事由により、工事施工に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙がその損害を賠償します。なお、甲の責に帰すべき事由により生じた損害については、甲がその損害を賠償します。

2 工事に關し、第三者との間に紛争が生じた場合は、次の各号に従い、その処理解決にあたります。

(1)騒音・振動等、工事施工を原因として生じた紛争は、乙がその責任と負担において解決にあたり、甲は乙に協力するものとします。

- 新築追加・変更
 一般・有償

トヨタホーム工事注文書

収入印紙

契約締結日

工事No.

注文者<甲> 住所 氏名 印	請負者<乙>  トヨタホーム茨城株式会社 <本社> 〒319-0102 茨城県小美玉市西郷地1565-1
代金総額 金 円 (内消費税 円)	契約締結担当者 技術部お客様相談室カスタマーセンター 宮部正行 印
工事場所 (建物所有者) () 様	工期 着工期日 完成(引渡)期日
支払方法	手付金 契約締結時 振込/その他 金 円 最終金 まで 振込/その他 金 円

【工事の内訳】

No.	工事内容	金額(税別)
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円

特約事項

甲および乙は、以下の甲の押印欄に押印がある場所で、この契約を締結したことを確認します。

締結場所	1. 乙の営業所事務所内	2. 甲の請求により 甲の自宅にて	3. 甲の自宅にて (左記2.以外の場合)	4. その他 ()
甲の 押印欄	印	印	印	印
ご注意	上記1.2.に押印がある場合は、以下に記載する「クーリングオフ(特定商取引法第9条)」の対象外です。		以下の記載「クーリングオフ」を必ずお読み下さい。	

◆クーリングオフについて

- 甲は、この契約を締結した日から起算して8日を経過する日までの間に、乙宛にこの契約を解除する旨の書面を発することにより、この契約を解除することができます。解除の効力は、甲が当該書面を発したときに生じます。
- 次の何れかに該当する場合は、甲は上記1.に定める解除を行うことは出来ません。
 - (1)現金取引(契約したその場で引渡しを受け、かつ代金全額を支払うこと)で、その金額が3千円未満のとき
 - (2)この1年間に、甲乙間にて取引が存在するとき
- 上記1.により、この契約が解除された場合は、次の定めに従うものとします。
 - (1)乙は甲に対し、この契約の解除に伴う損害賠償を請求することが出来ません。
 - (2)乙が既に工事に着手していたときでも、乙は甲に対し、代金の支払を請求することが出来ず、工事の目的物もしくは物品の引渡しが既になされているときは、その引取に要する費用は乙の負担とします。
 - (3)乙が甲により手付金および最終金を受領しているときは、乙はその金額をすみやかに返還します。
 - (4)乙の工事施工に伴い、甲の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、甲は乙に対し、その現状

◇標記甲と乙は、標記事項および裏面約款並びに別途乙より甲に提出する設計図書・見積書等の附属書類に基づき本契約を締結し、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有します。

工事請負契約約款

(一括委任および一括下請け)

第1条 乙は工事の全部もしくは一部を一括して指定業者に委任し、また請け負わせることができるものとし、甲はそれを承知しました。

2 乙は現場工事を標記現場工事施工者に行かせます。

(廃材等の処分)

第2条 甲は工事施工により生じる廃材等の処分を乙に一任するとともに、その費用を負担するものとします。

(工事材料)

第3条 工事に要する材料は乙において調達するものとし、材料費はすべて請負代金の中を含むものとします。

(工事の変更および工事の一時中止)

第4条 甲は工事の追加または変更を希望する場合は、すみやかに申し出るものとし、その変更の内容については甲乙協議の上、書面をもって定めるものとします。

第5条 甲は止むを得ない事由のある場合には、工事の全部または一部の一時中止を求めることができます。

2 甲が次の各号の一に該当するときは、乙は工事の全部または一部を一時中止することができます。

(1)請負代金の支払いを遅延しているとき。

(2)甲が、正当な理由無く第6条第1項または第10条第2項の協議に応じず、乙が相当の期間を定めて催告してもなお解決の誠意が認められないとき。

(3)その他この契約に違反したとき

3 前甲の場合、甲は乙の被った損害を賠償します。

(工期の変更)

第6条 次の各号の一に該当するときは、乙は甲に工期の変更(着工期日もしくは完成期日のいずれか一方または双方の延期をいい、以下同様とします)を求めることができるものとし、工期の変更日数は甲乙協議して定めます。

(1)この契約締結時に発見出来なかった施工上の障害が発見されたとき。

(2)天災地変、天候の不良により、工事の進行が遅延したとき。

(3)甲より工事の追加または変更の申し出があったとき。

(4)前条の定めにより、工事の一時中止があったとき。

(5)工事施工のため、第三者に損害が生じたとき、または第三者と紛争が生じたとき。

(6)乙の責に帰すことが出来ない事由によって工事の目的物・既成部分、工事材料その他工事施工一般に損害を生じたとき。

(7)その他乙の責に帰すことができない事由または正当な事由により、工期内に工事を完成することが出来ないとき。

2 甲が正当な理由無く前項の協議に応じず、乙が相当の期間を定めて催告してもなお解決の誠意が認められないときは、乙は工事を一時中止することができます。

3 乙は第一項各号の一に該当しない場合であっても、乙の都合により甲に工期の変更を要請することができるものとし、甲は特に支障のない限りこれに応じるものとします。この場合、工期の変更日数は甲乙協議して定めます。

(検査および引渡しと所有権の移転並びに瑕疵担保)

第7条 乙が工事を完成したときは、工事の目的物の引渡しに先立って甲に検査を求め、甲はすみやかにこれに応じて乙の立ち会いのもとに検査を行います。

2 前項の検査の結果、工事の目的物に瑕疵が発見されたときは、乙はすみやかにこれを補修します。但し、瑕疵が軽微であるときは、乙は引渡し後にこれを補修できるものとします。

第8条 乙は前条の検査完了後、標記引渡期日に工事の目的物を甲に引き渡します。但し、甲が請負代金の支払いを遅延しているときは、乙は工事の目的物の引渡しを拒否することができます。

2 甲は工事の目的物の引渡しを受けたときは、乙に受領書を交付するものとします。

3 工事の目的物の所有権は引渡しと同時に乙から甲に移転します。

4 乙は工事の目的物の隠れたる瑕疵については、引渡しの日から1年間担保の責を負います。

(請負代金の支払いおよび請負代金の変更)

第9条 この契約に基づく請負代金は標記請負代金額の通りとします。

2 甲は、この契約締結と同時に、標記手付金を乙に支払い、乙はこれを受領しました。

3 標記手付金は請負代金最終支払い時に請負代金の一部に充当します。但し、手付金には利息をつけません。

4 甲は、請負代金を標記請負代金支払い方法に記載の期日までに、記載の金額を乙の指定する口座に振り込む方法等により乙に支払います。

第10条 次の各号の一に該当するときは、当事者は相手方に通知し、請負代金の変更を求めることができます。

(1)工事の追加または変更があったとき。

(2)この契約締結時に発見できなかった施工上の障害が発見され、特別な工事が必要になったとき。

(3)第6条第1項に定める工期の変更を求める事由が生じたとき(工期が変更されない場合を含みます)。

(4)一時中止した工事または災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金が明らかに不相当であると認められるとき。

(5)この契約締結時に予期することが出来なかった法令の制定・改廃、経済事情の激変、その他異常な事態が工事の目的物の引渡しまでに発生し、請負代金が明らかに不相当であると認められるとき。

2 請負代金を変更するときは、乙が別途提出する見積書に基づき、甲乙協議の上決定します。

3 甲が正当な理由なく前項の協議に応じず、乙が相当の期間を定めて催告してもなお解決の誠意が認められないときは、乙は工事を一時中止することができます。

(施工上の障害)

第11条 施工上の障害が発見され、工事の施工が不可能または著しく困難となったときは、甲及び乙は協議の上、この契約を解除する事が出来ます。

2 前項に基づきこの契約が解除された場合、乙は既に甲より受領した手付金および請負代金より、この契約が解除されるときまでに、この契約の履行のために乙において要した費用および乙において甲のために既に支出した立替金を控除した残金を甲に返還し、不足があればその不足分を甲が乙に対して支払うものとします。但し、返還する手付金及び請負代金には利息を付けないものとし、甲または乙は、相手方に対し何等かの損害賠償を請求しないものとします。

(解除権)

第12条 乙が次の各号の一に該当し、相当の期間を定めて履行を催告し、その履行がなされないときは甲はこの契約を解除できるものとし、これによって生じた甲の損害は乙が賠償するものとします。

(1)乙が正当な理由無く工事に着手しなかったとき。

(2)乙の責に帰すべき事由により工期が著しく遅れ、工期経過後、相当の期間内に完成する見込みのないことが明らかになったとき。

第13条 次の各号の一に該当するときは、乙は相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行されないときは、この契約を解除することができます。

(1)第5条第1項もしくは第2項に基づき、工事が一時中止されたとき、または甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に工事の一時中止または着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2)甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき、または請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

(3)甲の資産または事業の変更その他の事由により、この契約の履行が困難になったとき。

(4)甲が契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとします。この場合、乙は甲より既に受領した手付金および請負代金を損害賠償金に充当して、不足する場合は甲に請求し、残額のある場合は返還します。

(履行遅滞)

第14条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日(工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことが出来ないときは、甲は地帯日数1日につき請負代金額の4,000分の1の違約金を請求することができます。但し、標記手付金の金額を限度とします。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は地帯日数1日につき当該金員の4,000分の1の遅延損害金を乙に支払うものとします。

(損害の処理とその費用負担)

第15条 乙が工事の目的物を甲に引き渡すまでの間に、甲の責に帰すべき事由により、工事の目的物、既成部分、工事材料、その他工事施工一般について生じた損害は、甲の負担とします。

2 乙が甲に工事の目的物を引き渡した後に、工事の目的物について生じた損害は甲の負担とします。

第16条 乙が甲に工事の目的物を引き渡すまでの間に、天災地変その他甲乙意運れの責にも帰すことのできない事由によって、工事の目的物・既成部分、工事材料その他工事施工一般について損害が生じた場合、乙は事実発生後すみやかにその状況を甲に報告するものとします。

2 前項の損害は、甲乙協議の上、その負担を定めます。但し、甲の責に帰すべき事由により引渡が遅延している間に生じた損害は、甲がその損害を賠償します。

第17条 乙の責に帰すべき事由により、工事施工に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙がその損害を賠償します。なお、甲の責に帰すべき事由により生じた損害については、甲がその損害を賠償します。

2 工事に關し、第三者との間に紛争が生じた場合は、次の各号に従い、その処理解決にあたります。

(1)騒音・振動等、工事施工を原因として生じた紛争は、乙がその責任と負担において解決にあたり、甲は乙に協力するものとします。